

第 32 期東京都青少年問題協議会
第 2 回拡大専門部会

令和 2 年 11 月 16 日（月）

都庁第一本庁舎北塔 34 階

特別会議室 A

午後 5 時 00 分開会

○渡辺都民安全推進課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第 32 期東京都青少年問題協議会拡大専門部会を開催いたします。私は本協議会事務局を担当しております、東京都都民安全推進本部都民安全推進課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

皆さまには大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本協議会では新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策といたしまして、リモートも活用した会議とさせていただきます。リモートでご参加の委員の皆さまもどうぞよろしくお願いいたします。

また本協議会は委員の半数以上の出席をもって開催することとしております、本日ご出席いただいております委員数は、定足数を超えておりますことをご報告させていただきます。

また本協議会は原則公開となっております。議事録についても同様の取り扱いとなりますので、ご承知おきいただければと思います。

次に本日の配布資料のご確認でございます。式次第の次に資料の 1 といたしまして、答申案概要説明資料。資料 2 といたしまして答申案となっております。資料 3 が本協議会拡大専門部会委員名簿。資料 4 が幹事名簿でございます。また参考資料 1 として諮問、参考資料 2 として本協議会児童健全育成部会審議経過。参考資料 3 といたしまして児童健全育成部会の委員名簿、参考資料 4 として統計資料ということでお配りをしております。不足がございましたら挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。またリモートでご参加の皆さまにつきましては、当方セキュリティーポリシーの関係で資料の画面共有ができないため、ご自身で資料をご参照いただくことをご了承ください。

それでは以降の司会を、児童健全育成部会部会長である坂元委員にお願いをいたします。

○坂元委員 坂元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速議事に入らせていただきます。本日は拡大専門部会ということでございますが、お忙しい中、委員の先生方にはご参集賜りまして誠にありがとうございました。先般より開かれてまいりました児童健全育成部会では、諮問事項であります「SNS の不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成について」という問題に関しまして、これまで 4 回にわたり部会の有識者等を招致するなどいたしまして、部会委員で審議を重ねてま

いったところでございます。これまでの審議を取りまとめまして、答申案を作成いたしておりますので、本日は若年支援部会をはじめ他の委員の皆さま方にご報告しご意見をいただきたいと思っております。

本日は多数の委員の先生方に、リモートでのご参加いただいております。ぜひカメラをオンにしてご参加いただきますようお願いいたします。

初めに、児童健全育成部会におけるこれまでの審議経過等につきまして、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

○都民安全推進課長 それでは参考資料1をご覧ください。諮問となっております。

この中で4段落目からご紹介をさせていただきます。SNSを利用することでインターネットを通じて、それまで面識のなかった者との交流が促進され、実空間で面会に対する警戒感が希薄となっている。SNSには社会経験が浅い青少年が性被害その他の重大な犯罪被害につながりかねない、危険な書き込みが氾濫し憂慮すべき状況にある。SNSをきっかけとして犯罪被害に遭った青少年の数というのは、令和元年には過去最多となり、また新型コロナウイルス感染症拡大予防に伴い在宅時間が増えたことで、インターネット利用に起因するトラブルに関しても、青少年からの相談が増加するなど、今後被害の拡大も懸念されている。こうした事態は青少年の健全育成に深刻な影響を与えることから、一刻も早く青少年がSNSを含むインターネットについての正しい知識を身に付け、適切かつ安全・安心なかたちで利用できる環境を整備しなくてはならない。

こうした問題意識で諮問がなされているところでございます。

次に参考資料の2、審議経過をご覧ください。第1回の部会では、議論の前提となる被害の状況や青少年の状況を確認いたしました。事務局からは都が保護者に対して行ったスマートフォン等に関する調査結果や被害に関する統計被害例、また、SNS上で金銭等を見返りにデート相手を募るいわゆる『パパ活』や宿泊先の提供を求めるいわゆる『神待ち』といった行為の誘引を行う危険な書き込みの例についてご紹介いたしました。また、東京女子大学橋元教授には、ご自身の研究のうち、若年層のSNS事業と交友関係といたしまして、SNS等で知り合いになり実際に会ってしまうということへの抵抗感が希薄であることについてご発表をいただきました。さらに文教大学池辺准教授には、SNS上の青少年の性被害につながりかねない書き込みの現状といたしまして、先ほど申し上げたような危険な書き込みの氾濫状況について、機械的に情報収集を行った結果等をご紹介いただき、東京都に關係するそうい

った書き込みの多さなどについて知ることができたところであります。

第2回の部会では、こうした現状に対し、現在行われている被害防止に資する取組について確認をいたしました。事務局からは、東京都都民安全推進本部で現在行われている啓発・相談事業等の取組について紹介をいたしました。また警察庁の資料によりますと、Twitterの不適切利用に起因する被害が多いということでありましたので、Twitter Japan 服部公共政策本部長にお越しいただき、青少年の性被害防止を含む Twitter の安全性への取組についてご発表いただきました。児童の性的搾取という言い方をするようではすけれども、こういったことについてポリシーを定め、違反するアカウントについては凍結等の措置を講じているということをございました。さらに SNS でパパ活等をしてしまうような青少年の中には、居場所がないなどの悩みを抱える子もいると思われることから、そうした子を含む若年女性の支援を行っている NPO 法人の BOND プロジェクトさんからお話を伺い、BOND さんの行っているネットパトロールから相談に応じる取組や、そうした活動で接した青少年の状況についてご紹介をいただきました。議論ではこうした問題について、都としては条例による規制を行うことは難しいことから、効果的な啓発の在り方を中心に検討がなされるべきである。また危険な書き込み、アカウントの削除や凍結といったインターネット上の情報を減らしていくような取組に加え、信頼できる情報源の情報を優先的に発信するような、情報を増やす対応について検討してみてもいいのではないかといったご意見をいただきました。

第3回部会では、啓発の在り方について議論を深めるため、当事者である SNS 関係以外の民間企業ということで、当本部とも連携をして啓発事業を行っているトレンドマイクロ株式会社の清水執行役員にお越しいただき、ネットでの出会いの危険性等も含む、子どもと保護者向けのセキュリティー教育についてご講演をいただきました。セキュリティーと利便性は二律背反ではなく、リスクの本質を伝える教育が重要であるなど、非常に参考になったところであります。またこの会では、第2回までの講演者のご発表や委員のご発言をふまえ、事務局から対策の方向性についてお示しし、議論をいただきました。危険な書き込みをしてしまうようなハイリスクな青少年等に対して、行動特性に合わせたターゲティング広告の実施や、国に対する規制等の対策の提案といった方向性が確認されました。ここまでの議論を受け、部会長である坂元座長、オブザーバーであり青少年問題協議会副会長である古賀先生のお二人に答申素案の起草をお願いし、第4回の部会では答申素案を他の委員の皆さまも含めご確認をいただきました。

青少年にいずれ独り立ちしていくための力を身に着けさせるための啓発の重要性、青少年の支援団体の中にも SNS の怖さが浸透していないところもあるので、そうしたところへの啓発の重要性、青少年が有害情報に触れないための対策に加えて、青少年が個人情報をインターネットで発信してしまわないための対策の重要性、こうしたことについてご指摘をいただいたところでございます。

以上が、雑ぱくではございますが、児童健全育成部会におけるこれまでの審議経過等でございます。

○坂元委員 ありがとうございます。引き続きまして児童健全育成部会において取りまとめました答申案の内容につきまして、事務局のほうからご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○都民安全推進課長 まず概要ということでご説明をさしあげます。資料 1 をご覧ください。まず、諮問について概要が記載されております。下の赤枠では、答申案における対策の概要ということで、大きく分けて 4 点記載をしております。まず一番上が、こちらが本答申案の中心であります、SNS の出会いに関する危険性についての普及啓発の強化でございます。青少年に危険性を自分事と捉えてもらうように工夫を凝らすとともに、SNS での出会いの危険性に特化した啓発も必要である。青少年の健全育成に携わる多様な大人について、啓発に必要な知識能力の強化が必要である。SNS 上でパパ活相手を誘引するなどのハイリスクな行動をとってしまう青少年等を対象に、ターゲティング広告を活用した効果的な啓発について提案。

次の丸でございます。深刻な悩みを抱える青少年へは、ターゲティング広告を活用し、相談窓口を案内するほか、現下の青少年の状況について、関係部局との間で緊密に情報を共有。

次の丸は青少年を食い物にする犯罪者や、そうした者と青少年が匿名でつながりやすいという特性を持つ SNS 事業者への規制等について国に検討を行うよう提案。

最後の丸が携帯電話端末等の推奨制度の周知に努め、被害防止に資する端末アプリの普及を促進。こうした 4 本立ての構成となっておりますところでございます。

それでは本文の説明に入らせていただきます。資料 2 の答申案をご覧ください。まず表紙をおめぐりください。目次といたしまして本答申案は、3 部構成になっております。第 1 として現状を確認し、第 2 として現在とられている対策の例を確認し、その後都としてとるべき更なる対策ということで、こういった構成になっているところでございます。おめぐりを

いただきまして次参考資料については、割愛させていただきます。次、『はじめに』ということで、こちらは先ほどご紹介をいたしました諮問の内容と同趣旨ということで、こちらの説明も割愛をさせていただきます。

おめくりください。次『現状』といたしまして1として、青少年によるスマートフォンやSNSの利用状況等について紹介をしています。高校生の9割、中学生の75%はスマートフォンを利用している。またLINEのほかTwitter、Facebook、Instagram、TikTokといったSNSを十代の若者の多くが使っているというところ触れさせていただいております。また保護者の多くが、SNS等で知らない人と知り合いになれてしまうという調査結果についても記載をしております。さらに先ほども申しあげた東京女子大学の橋元教授が令和2年に行った調査によりますと、十代女性の46.5%がインターネットを通じて初めて知り合った異性と何らかのやりとりを経験し、また30.5%が実際に面会したことがあるという調査結果も記載をしております。その中で十代の女性の半数が、自分に限って危険なことはないと思っていた。または自分は人を判断できる自信があるので、会っても大丈夫だと回答しており、SNSをはじめインターネットを通じて面識のない者と面会することの危険性を、自分事と捉えられていない者が多いということに記載しているところがございます。

3ページでございます。被害状況ということで警察庁全国統計では、令和元年には過去最多となっています。また昨年大きな全国的に話題となりました、SNSを通じて知り合った近畿在住の12歳の少女を誘拐したということで、関東在住の男が逮捕されるような事案も発生しています。また、都内においてもSNSを通じて知り合った青少年に現金を渡す約束をしてみだらな行為をするといった事案は発生していますし、パパ活を装って女の子を誘い出し、ラブホテルに連れ込んで睡眠薬を飲ませておいせつな行為をするとともに所持品を奪う、こうした卑劣な事件が実際に発生しているということも紹介をしております。3番といたしまして青少年に関する危険な書き込みの氾濫ということで、池辺准教授の調査によりますと、平成30年の8月から令和2年6月までのほぼ2年間で、こうした性被害の関連ワードを含むような危険な書き込みというのが約128万件もあり、東京というキーワードが載っているものが最も多く、また、地域名としては渋谷、新宿、池袋といった都内の地名を含むものが突出しており、こうした発表をさせていただいていることから、答申にも盛り込んでいるところがございます。

おめくりください。4ページでございます。ここではこうした書き込みをしてしまうよう

な子の中には、家や学校に居場所がないような青少年も存在しており、様々な手法で心の隙を狙われて、結果的に性被害に遭ってしまっているという現状について記載をしております。

おめくりください。5ページでございます。ここからは現在とられている対策の例ということで確認をしております。1番としては当本部における対策について記載をしております。

(1) ファミリールール講座ということで、こちらは青少年をはじめ周りの大人に対してもインターネット上のトラブル、危険から身を守る、そうした対策を伝える講座というのを当本部で実施しているということを紹介しております。(2) としてネット、スマホのトラブル相談窓口こたエールの運営ということで、青少年やその保護者、学校関係者等がインターネット、スマホに関する各種トラブルについて相談できる、総合的な窓口を当本部で運営している旨紹介をしております。(3)といたしまして、携帯電話端末等の推奨制度でございます。おめくりをいただきまして6ページでございます、こちらは条例に基づく取組でございますが、保護者が青少年に持たせる携帯電話端末や、導入するアプリの参考とするために、青少年の年齢に応じて青少年の健全育成に配慮した端末アプリケーションの推奨というのを当本部で行っていることから記載をしております。(4)はフィルタリングの推奨でございます。こちら割愛させていただきます。(5) SNS トラブル防止動画コンテストということで、当本部では SNS のトラブル防止のために動画を作ってもらって、それを募集して表彰した上で啓発に使わせていただくという、そういった取組をしていることから紹介をさせていただきます。

次が2番、東京都教育委員会による取組ということで、東京都教育委員会が行っている『SNS 東京ルール』というルールを定めて補助教材『SNS 東京ノート』というものを活用して、こうしたものを教えているという取組について記載をしております。

おめくりください。7ページでございます。警視庁の取組について紹介をしております。警視庁では取締りや防犯教室に加えて、SNS 上のサイバーパトロールで危険な書き込みを発見して、注意喚起をするという取組を行っていることから、そちらについて紹介をしているところでございます。

4番でございます。(1)として、SNS 事業者による取組。こちらは先ほどご紹介した Twitter Japan さんの取組等について紹介をしております。(2)といたしましてその他のインターネット関係事業者による取組ということで、トレンドマイクロ株式会社の取組について紹介をさせていただきます。

おめくりください。8ページでございます。5番、民間団体による取組の例ということで、先ほどもご紹介いたしました BOND プロジェクトさんの、ネットパトロールを行って、相談を受け付ける取組について紹介させていただいております。

おめくりください。9ページからは対策の提案に係る部分になります。1番として SNS での出会いに関する危険性についての普及啓発の強化でございます。(1)として普及啓発の質的、量的な強化ということでございます。SNS を通じて面識のない者と実際に会うことの危険性については、多くの青少年が一般的なものとして認識しているものの、必ずしも自分事と捉えられていない恐れがある、また、コロナ禍でインターネットの利活用が進む中、そうした危険性を自分事と捉えてもらうための啓発というのを強化していかなければならないということが書かれております。それにあたっては青少年に危険性を自分事として捉えてもらうような工夫をするとともに、SNS を通じた出会いに関する危険性の周知に特化した取組というのも必要であろうということが書かれております。また啓発にあたっては危険性を強調しつつも、SNS をはじめとするインターネットの利活用を控えさせるのではなく、あくまでも適切な利用に導いていくということを確認しているところでございます。

次は(2)でございます。青少年の健全育成に携わる大人の SNS の利用に起因する事案に関する知識、能力の向上というところでございます。教育現場に新型コロナウイルスの感染拡大への対応に伴って、負担がまた増えているということもふまえますと、青少年を見守り導いていく地域の大人など、様々な者がこの問題について青少年に啓発や指導を行うことの重要性が増していくと考えられますので、そうした者の知識や能力の向上にも努めていく。こうしたことの必要性がここでは書かれているところでございます。

(3)番でございます。ハイリスクな行動をとってしまう青少年に対する効果的な普及啓発ということでございます。こちらでは(1)で述べましたような普及啓発の強化を行った上でも、なおハイリスクな行動をとってしまう青少年というのは存在すると考えられるので、そうした青少年に対する対策ということが書かれております。これまで紹介しましたように、警視庁、事業者、民間団体、様々な主体がインターネット上のパトロールによって危険な書き込みを発見して、注意喚起を行ったり削除・相談を行ったりという取組を行っており、一定の効果を上げていると考えられますが、現になされた書き込みを対象とした取組については、こちらは池辺准教授からのご指摘であります。自動プログラム等による紛らわしい書き込みというのが非常に増えているということで、深刻なケースが発見しづらいという指摘

がございました。そのため、そういった書き込みをしてしまう前の段階で青少年に啓発を行って、立ち止まらせることができればより効果的ということです。またアカウントの凍結、削除といったインターネット上の情報を減らす対策については、表現の自由との関係で課題があることから、逆にインターネット上の情報を増やす対応として、信頼できる情報源からの情報発信を強化する試みを考えるべきというご指摘もございました。こうしたものをふまえて、インターネット上のターゲティング広告を活用して、都内からのアクセス、青少年にあたる年齢層、性被害関連用語での検索等の行動特性に応じて、危険性に関する注意喚起の広告をスマホの画面上に表示させる、こうしたことにより、危険な書き込みを行ってしまう前にユーザーである青少年に危険性を再認識させ、立ち止まらせるといった取組が考えられるという指摘がされています。

またこの啓発にあたっては、失敗を擬似的に体験できるようなそういった内容がいいのではないかという視点もふまえて、啓発内容を検討していくことが望ましいということもございます。またこうしたターゲティング広告のような取組を実施する場合には、やはりその下地として、広く一般にその啓発内容の周知を行って、危険性の機運を醸成した上で行うと、そうしたことが効果的であることから、既存のリーフレット等も用いた啓発もやった上で、ターゲティング広告を行うという重層的な取組の重要性についても、ここで書かれております。またターゲティング広告の活用については、複数の委員から広告を受け取った者のプライバシーの配慮ということについて言及がなされているところ、普及啓発という目的に必要な個人情報行政が取得するということは控えるべきということも、ここで付言されているところでございます。

2番でございます。深刻な悩みを抱える青少年への対応といたしまして、家庭環境等に深刻な悩みを抱えて家出の宿泊先の募集を行ってしまうなどの青少年については、危険性に関する啓発に加え、それらの者が抱える悩みに寄り添った対応を行うということも必要ということが書かれております。そのため、ターゲティング広告を活用した上で、相談窓口を案内するウェブサイトへ誘導するといった対策が考えられるところでございます。また新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済社会状況の変化により、そうした困難を抱える青少年やその家庭等への影響、こういったものも懸念されますので、相談等を通じて福祉部門、教育部門がそれらの青少年やその家庭等に対する各種支援を的確に行うことができるように、関係部署の情報共有の重要性、連携の重要性についてもここで書かれているところでございます。

3番といたしまして、国に対する対策の提案でございます。現下の状況に対する緊急な対応といたしましては、青少年に対する普及啓発の強化、こちらが重要でございますが、被害の重大性を考えると、こういった問題の根底にある青少年を食い物にする犯罪者、そうした者と青少年が匿名かつ広域につながりやすいという SNS の特性、こうした問題の対処も必要であるということが指摘をされております。他方こういった全国的かつ表現の自由等の法的に課題が大きい規制につきましては、全国展開を行う SNS 事業者への規制とユーザーへの規制、これらの全体像を俯瞰した上で、SNS 事業者が被害防止対策を十分に講じてもなお必要となるユーザーへの規制について、国において検討を進めることが重要である。また海外事業者の取組の甘さ、こうしたことを考慮すると海外事業者への執行についても確実に行われるように、国において設計を求めていくことが重要であるということが書かれております。13 ページでございます。これに加えて国で行っているフィルタリングの普及等の青少年が有害情報に触れないための対策に加えて、青少年が自らの個人情報を発信しないことの重要性に着眼した対策、これも国においてさらに議論をすべきだという指摘がなされております。こうしたことを青少年行政の現場から、国に対して発信し、取組を求めていくということの重要性について書かれているところでございます。

4番といたしまして、携帯電話端末等の推奨制度の活用でございます。技術発展により、様々な機能の端末やアプリが開発されていることから、そうした事業者にしっかりと携帯電話端末等の推奨制度を周知して、青少年による SNS の不適切な利用、それに伴う被害防止に効果のある端末やアプリケーションの普及これに引き続き努めていく必要があるということが指摘されております。おめぐりください。

最後『おわりに』といたしまして、総括がなされておりますが、その中でもこれまでの検討にあたっては青少年の要保護性に留意すべきこと、SNS を利用して面識のない者と面会に至る経緯が多様であると考えられること、性被害等につながりかねない危険な書き込みの対処についてはインターネット上における表現の自由との問題をはらんでいること。こうしたことについて十分配慮しながら検討がなされてきたことが書かれております。また安全性と利便性は二律背反ではないことから、普及啓発活動の強化はウィズコロナ、アフターコロナの社会における青少年によるインターネットの利活用を阻害するものであってはならないということへの留意についてもここで記載されているところでございます。簡単ではございますが、答申案のご紹介は以上でございます。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは意見交換に移らせていただきます。

本日はリモートを活用した会議となっておりますが、まずこちらの会場にご来場いただいております委員の先生方から、ご意見をいただきまして、その後リモート参加の先生方のご意見をちょうだいできればと存じます。まず会場にご来場の先生方でご発言ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。では内山先生お願いします。

○内山委員 まずは児童健全育成部会の坂元部会長中心に、7月8日から4回にわたりましてこちらの答申案をまとめてくださりましてありがとうございます。コロナの状況もあった中でご苦労されることもあったかと思えます。敬意を表したいと思えます。その中でこの答申案、私も読ませていただきまして、今説明もありましたとおり、本当に多くの視点からまとめられた答申案だなというふうに感じております。私はこの中で3点ポイントがあるのかなというふうに感じております。1つは啓発、2つ目は根本原因、3つ目が取締りというところかなと思っています。

1つ目の啓発に関して申しあげれば、例えば麻薬や覚せい剤がよくないんだよということと比べると、実際こちらの答申案の中で9ページで書かれている SNS を通じて面識のない者と実際に会うことの危険性については、もう少し啓発をする伸びしろがあるのではないかなというふうに思っています。

一方で、とはいえ次の2点目の根本原因なっていくんですが、危険だと分かっている例えはこちらで書いてあるようなパパ活であったりもしくは神待ちというようなところに進んでいってしまう青少年がいるということだと思えます。そういった中で、私も支援団体とか様々なところにヒアリングをさせていただいたところ、ある当事者の方が言っていたのは、なんでそんなことをするかという話になると、究極2つだと。その1つがお金。もう一つは承認欲求ということがあるというふうに言われました。お金の件に関しては経済的な問題が絡んできますので、なかなか一元的にどういった対応ができるかというのは難しいと思うんですが、まさにこの11ページの深刻な悩みを抱える青少年への対応というところを考えますと、例えば承認欲求というものというのは根深いというか、ここで何か一義的に行ったところで根本原因が解決できるものではないということを考えると、本当に教育から福祉から、こちらでも書かれておりますが様々なところで、この子どもたちの根本原因がどういうところにあるかというところを深掘りしていくことが必要なのではないかなと思っています。最後に取り締まりというところでも強化というものが書かれておりましたが、大人に関しては

どちらも犯罪として毅然として対応していくべきだと思っておりますし、そういった大人サイドのほうにも、しっかりとこれは犯罪なんだということを広く知らしめていく必要があるのではないかなと思う一方で、こちらにも本当に書かれているんですが、青少年に関してはどこまでも福祉の視点で語っていただきたいなというふうに思っています。

というのも、やはり自分たちがよくないことをしているんだということを認識してやられている青少年がほとんどだと思います。その中でもし警察というワードを聞いたらどうなるかということ、自分たちを保護してくれるものではなくて、取締りをするものというようなかたちで、どんどんアンダーグラウンドになってしまうということも指摘をされています。ぜひどんなかたちであっても、この2つ、大人は犯罪として毅然と対応する。そして青少年に関しては福祉の視点をどこまでももっていく。そういったところをこの答申がより実効的なものになっていくために必要なポイントかなと思ひまして、せんえつながら意見とさせていただきますと思います。本当にありがとうございました。

○坂元委員 ありがとうございました。ほかにご意見はございませんでしょうか。それでは林先生お願いいたします。

○林委員 児童健全育成部会の委員の皆さまにおかれましては、こういったコロナ禍という状況の中で、オンライン形式も活用しながらこういった短期間です。7月8日以来4回ですか。こういったかたちで見事な答申案を策定していただいたその努力に対しまして心から敬意と感謝をまず申しあげたいと思います。私は都議会自民党でございますけれども、私たちはやはりこの日本の将来を担う子どもたちの育成をしっかりと支援していくことということで、日常から地域活動を通じてですね、様々な子どもたちの危険とかですね、こういったネット犯罪を含めた身近な犯罪の被害から守っていくということを、各種政策を通じて提言をさせていただいているというふうに自負しているところでございます。市議会、市区町村議会、そして都議会そして国政、この一体感となってしっかりとこれからも提言していかなくてはならないという責務を負っているというふうに自負しているところでございます。

答申等のこの説明にもございましたけれども、いわゆる青少年の方々が SNS を通じて知らない大人と簡単に知り合ってしまう、1対1で会うことによって様々な被害に遭ってしまうという現状については、非常に憂慮すべきことというふうに感じております。これまでもネットが社会に浸透しはじめてかなりの年月が経ちますけれども、様々な事件、犯罪等がございました。こういったことに子どもたちが巻き込まれるということは、やはり非常に大人

として責任も感じておりますし、こういったことがあってはならない、そしてしっかりとした対策を大人の立場として、社会としても行っていかなくてはならないというふうに感じておるところでございます。

SNS はご案内のとおり、政治の世界も含めてごく一般的なコミュニケーションツールとして、幅広く活用されているわけございまして、災害のときはもちろんのことですけれども、正しく使えばこれ以上便利なものはないということで、今『Society5.0』という時代に移りつつありますけれども、必要なものだというふうに考えております。しかし一方でその便利さというものは、青少年を食べ物にしてしまうということですね。悪いことを考えている大人にとっては逆にこれ以上便利なものはないというふうに考えているのかもしれませんが。残念ながらそういった者たちに悪用されてしまっているという現状があるわけございまして、こういった子どもたちがですね。そういう人間がいるかもしれない、いや、いるんだよということをしっかりと小さい頃から認識していただくということを伝えていくことも、導いていくことも大事なことだなどというふうに考えているところでございます。

今回の答申案を拝見させていただきましたけれども、従来行ってきた様々な施策、これはこれについても十分評価できるところでございますけれども、今回の特筆的なところは、このハイリスクな行動をとってしまう青少年が非常に存在するという中で、ターゲティング広告をしっかりと打ち出しているということが、特筆に値するのかなというふうに考えているところございまして、工夫を凝らしたほかの普及啓発についても記載されていますけれども、答申案にありますとおり、学校現場の負担も少ないということですね。学校教育でも非常にこういったことは取り組まなきゃなりませんし、もちろん家庭教育は基本でありますけれども、地域における大人たちの責任でもあるということの中で、こういった技術を利用した対策というものも進めていっていただきたいと、子どもたちに正しく危険性を認識していただくように取り組んでいただきたいなというふうに考えているところでございます。

今後はですね、やはり IOT とか AI とかテクノロジーがどんどん進んできていまして、先ほども申しあげましたとおり Society5.0 という時代になってまいりました。これから先青少年を含めて、多くの都民の方々がますますインターネットを活用していくことになると思いますけれども、ぜひとも特に東京都の対策、都民安全推進本部の皆さま方を中心にしてですね。インターネットのこういった負の側面というものもきっちりと向かい合って、青少年の方々が安全に安心して利用できる環境づくり、答申案の中にもインターネットの利活用を控えさせ

るのではなくて、適切な利用に導いていく必要があるというふうに記されております。こういった環境づくりに引き続きお努めいただきたいということを申しあげまして、私の意見とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○坂元委員 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。では、つじの先生お願いいたします。

○つじの委員 皆さまお疲れ様でございます。都民ファーストの会の都議会議員、つじの栄作と申します。今回東京都青少年問題協議会拡大専門部会委員の皆さま、坂元先生はじめ大変お疲れさまでございました。私のほうからは先ほど内山議員から発言ございました、今回の件の根本的なところの対策というか、対応というか、考え方というところの私見を述べさせていただきますと思います。

私は精神科医でございまして、今でも現役の精神科医でございまして、患者様の対応にあたっております。私に対応している患者様、個人情報分からない程度で申し述べますと、比較的若い方がクリニックの外来に訪れます。そうした中でこの 11 ページですね。資料 2 の 11 ページの(2)のところ、深刻な悩みを抱える青少年への対応ということで、家庭環境等で深刻な悩みを抱えてというふうな表現がありますけれども、当然今回議論になっておりますように、SNS の負の側面を皆さまのお知恵で、青少年を健全に導くということが当然あることなんですけれども、精神科医としてもつ立場からすると、やはりどうしてそのような行動をしてしまうのか。先ほど承認欲求だとかいう話もありましたが、私は都議会議員にならせていただいて一貫して、自己肯定感ということをテーマにして、一般質問等で私見なり資料なりを開いて、考えとか述べておりますし、教育長中心に東京都からも答弁をいただいております。なので私の都議会議員の立場と、もう一つの別の立場、精神科医という立場からすると、やはり根本的な解決を私たち大人が図っていくような、そういう社会づくり東京都の街づくりというところが必要かなというふうに思いました。あくまでも私の別の立場の私見ですけれども、繰り返しますけれども仕事柄若い方々と接すると、明るく楽しい青春を謳歌するような方々もいれば、様々な背景がありまして、悩みを抱えながら先ほども内山委員のほうからもありましたけれども、悪いことと知りながらそういうことをせざるを得ないというそういった心境というのも、十分大人としては理解していく必要があると思います。そのことを申しあげまして私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○坂元委員 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。米倉先生願

いたします。

○米倉委員 都議会議員の米倉春奈です。まずは部会の議論を私もいくつか傍聴させていただきました。本当に丁寧に議論してくださってありがとうございます。答申案についていくつか意見と要望をしたいと思います。

まず答申案では、都としてとるべき更なる対策として、SNS での出会いに関する危険性についての普及啓発の強化を挙げています。その一つとしてハイリスクな行動をとってしまう青少年に対しては、ターゲティング広告を活用し、危険性を認識してもらい、立ち止まらせるということ、また家庭環境などに深刻な悩みを抱えて行き先を求めて SNS で発信するような青少年に対しては、危険性の啓発に加えて相談窓口を知らせていくべきとしています。ターゲティング広告についてですが、危険にさらされる可能性のある方に情報を届ける手段になりうると思いますが、その内容は若い人にかみ合うような、見てみようと思えるような内容になることが大事だと思っています。

ぜひ広告内容を作る際に、若い方たちからも意見をもらうなどしていただきたいと要望します。合わせて答申案で触れている大人への、つまり加害者になる可能性がある人へのターゲティング広告は必要だと思います。都としての検討を求めたいと思います。また広告を受け取った方のプライバシーに配慮して個人情報行政が取得することは控えるべきという指摘も大事なことだと思いますので、お願いいたします。

それで啓発にあたってなのですが、答申案の最後のページの『おわりに』というところでも書いてありますが、緊急に行うべきは、SNS を通じて面識のない者と面会することの危険性に対する青少年の健全な判断能力を育成すること。そのあと続くのですが、そういうふうにして書いていまして、この点が今とても大事だなと、ネット社会の中で大事だというふうに思います。その点で答申案ではリーフレットを活用した上でターゲティング広告を行うと。重層的な取組が重要であると指摘をしています。このリーフレットの配布は、ぜひ広く行っていただきたいと思うのですが、青少年が健全な判断能力を持てるようにする、また困ったときに大人に相談できる力を身に付けるというときには、やはり教育の機会が保証されることが大切だと思います。

ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスというものがあまして、これは世界各国の教育内容を調査して、各国がカリキュラムを作る際に参考にできるようにと作られたものなのですが、ここでも子どもが暴力とは何かを認識して、それが人権侵害であることを

理解し、暴力にさらされることなく健康とウェルビーイングを実現することを、柱の一つとして位置付けていまして、この中で具体的に情報通信技術の安全な使い方について5歳から18歳までのそれぞれの発達段階での学習課題を示しています。こうした到達点もふまえて、都としての対応、検討していただきたいと思います。答申案でも都民安全推進本部が青少年行政のハブとして、福祉や教育部門との連携が重要だと指摘をしています、私もこれはとても大事だと思っています。教育庁との連携は先ほど申しあげたような教育の内容についてもあるかと思っています。そして家庭に居場所がない子どもたち、特にハイティーンの支援は薄い状況です。都民安全推進本部としてもこの実態を把握し、必要な支援が青少年に届くように福祉の部門とも連携していただきたいと要望しまして、意見とします。

○坂元委員 ありがとうございます。ほかにはご意見いかがでしょうか。原先生、お願いいたします。

○原委員 都議会委員の原のり子です。児童健全育成部会の委員の皆さん、真剣な議論をしていただき、答申案を取りまとめていただきまして本当にありがとうございました。今米倉さんが発言をした内容と私も同様の意見です。加えて部会を傍聴してまいりまして、その感想を一言述べさせていただきたいと思います。

大事だと今回思ったのは、専門家の先生方また SNS インターネット関連事業者、そして若年女性の支援に取り組んでいる方たちなどに来ていただいて、取組を報告していただいて、率直な真剣な質疑が交わされたことです、それによって答申でも単に技術面だけの対策や注意喚起だけということではなくて、若者の置かれている状況の困難さに言及をされたのだというふうに思います。答申でも要保護性ということが言われていますが、部会の議論の中で、若者を被害者として捉える視点が指摘をされていましたけれども、とても重要だと思いました。神待ち、パパ活などをする若者を利用する大人の責任をはっきりさせる必要があると思います。自殺をほのめかす若年女性の書き込みに寄り添うふりをして接近をして、9人を殺害するという座間市の事件がありましたが、このようなことを繰り返させないために、悩んでいる若者に届く支援が必要です。

困ったらどこに誰に相談したらいいか、助けてくれる安全な場所はどこかなどを分かるように繰り返し伝えていく。そして大事なのは、未然に防ぐというのはもちろんなんですけれども、実際に困った状況に陥ったときでも相談できるということを明確にすることだと思います。もう手遅れだと思って相談しないということが若者には起きやすいと思います。いつ

でも相談できる、手遅れはないという発信が重要だと思います。ぜひそうした点も考慮して支援が進むように求めていきたいと思います。以上です。

○坂元委員 ありがとうございます。ほかにはご意見ないでしょうか。長友先生お願いいたします。

○長友委員 現状分析で書かれていることに対して特段の異論はありません。と申しあげた上で、意見というか確認を一つさせていただきたいと思うんです。SNSの不適切な使用に関して、その是正を求めるために都道府県は国に何らかの対処のための提案をすべきだと。本文にも書かれているし末尾にも書かれている。ただ本来自由でオープンな使用に耐える通信手段であるということと、何らかの規律を求める、または規制をすべきだというのは二律背反だと思えるわけです。だからこれを指摘するには、中身を知りたいですね。どのレベルの意見、どのレベルの検討がなされたのかというのを教えていただければと思います。

○坂元委員 事務局いかがでしょうか。今の件は。

○都民安全推進課長 失礼いたします。事務局都民安全推進課長の渡辺でございます。おっしゃったとおり、自由と規律の二律背反性について、インターネットに関してはまさにそのとおりだと思っております。部会におきましては、前回の第31期で児童ポルノの自画撮り要求規制を都条例で行ったような、条例による対応の可能性についても検討していただきましたが、やはりインターネット、特に今回はTwitter等の場を想定した規制になりますと、危険な誘いかけの書き込み等につきましては、書き込みを行った場所がなかなか分からないものですから、条例で対処するというよりは、やはり国で法律でそういった危険な誘いかけのような行為について、なんらかの規制ができないかというのを検討していただけないかと。またそういった検討を行うにあたっては、やはり事業者の努力というところが最大限なされた上で、やはり初めてユーザーに対して規制がなしうるというところもあろうかというところ、そういったところのバランスを自由と規律じゃないですけども、考えてぜひ積極的に国において検討していただきたいなというような議論がなされたと、記憶しておるところでございます。

○坂元委員 ご指摘ごもっともでございますして、部会のほうでも安全は守りたいということでございますけれども、自由の問題、活用の問題と拮抗するという意見が出されまして、審議を重ねて今回の答申ということで着地させていただいたという次第でございます。プライバシーの問題などが指摘されまして、今回のようなかたちになっているという次第でございます。

す。どうぞ。お願いいたします。

○長友委員 例えば、私は利用したことないんですけど、出会い系サイトなんていうのは一般の人から見ると、犯罪の温床みたいに見ている人もいると思う。ただし健全に大部分が利用されているから、あれは今まで生き残っているということだと思うんですけど。そのはざまにおいて、しかし何らかのペナルティーにつながるような基準を設けなければっていうところから進まないんですよね、多分。それはここの議論がおかしいとかいうことではないんですが、それだけ難しさを浮き彫りにしているんじゃないかと思うんですよね。ですから先ほどのようなご説明聞いていても、その先のことは、じゃあ何を主張していく、提案すべきだという議論はあったというけど、その中身を知りたいんですけど。

今日はそこまで結構です。

○坂元委員 今のご発言いただきましたけれども、今後の取組につきまして、ご発言をふまえてぜひ取組を進めていただくようお願いできればと思う次第でございます。よろしいでしょうか。

それでは次にリモート参加の先生方のほうでご発言ありましたら、いただきたいのでありますけれども、漏れのないようにさせていただきたいということがございまして、お手数ですが、チャット機能で「発言あり」というふうにご送信いただければ幸いです。こちらのほうで順に指名させていただきたいと存じます。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。分かりました。

たくさんのご発言いただきまして、今後の取組や考え方に対するたくさんの留意点でありますとか、ご示唆などをご指摘いただいたということと存じます。事務局、東京都にはそれをぜひふまえていただきまして、今後の取組を進めていただければというふうに思う次第でございます。答申案そのものにつきましては拡大専門部会についても支持していただいたのかなというふうに思うところでございます。後日この答申案を第4回の総会におきまして、第32期東京都青少年問題協議会の答申として、小池知事に答申したいというふうに存じますけれどもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に事務局からのご連絡をお願いいたします。

○都民安全推進課長 事務局でございます。次回部会長のご発言のとおり、第4回の総会を開催し、知事に答申を行うということになりますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況も考慮しながら、また改めて詳細についてはこちらから連絡をさせていただこうと思っております。

ます。以上でございます。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の拡大専門部会を閉会させていただきます。ご出席くださりました委員の先生方、誠にありがとうございました。

午後 5 時 59 分閉会